

社会福祉法人うるま市社会福祉協議会
旅 費 規 程

(目的)

第 1 条 本会の役員及び事務局職員（以下「役職員」という。）並びに役職員以外の者が会務のために旅行する場合の旅費は、この規程の定めるところによる。

(旅費の支給)

第 2 条 本会の役職員が出張した場合並びに役職員以外の者が本会の業務の遂行又は補助するため旅行した場合は、その者に対して旅費を支給することができる。

(旅行命令簿)

第 3 条 旅行はあらかじめ旅行命令簿（様式第 1 号）により会長又は会長の委任を受けた者の決裁を受けなければならない。ただし、役職員以外の者は、旅行依頼簿（様式第 1 号）によるものとする。

(旅費の種類)

第 4 条 旅費の種類は、鉄道賃、航空賃、船賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料として、「うるま市職員旅費に関する条例」を準用する。

2 役職員以外の者に対して支給する旅費は、役職員に準じて会長が定める旅費とする。

(旅費の計算)

第 5 条 旅費は、最も経済的な通常の経路により計算する。ただし、会務の都合又は天災地変、その他やむを得ない事由があるときはこの限りではない。

(日当、宿泊料)

第 6 条 日当は日数、宿泊料は夜数に応じて支給する。

2 水路旅行による船舶については、宿泊料を支給しない。ただし、天災その他やむを得ない事由により、上陸予定地以外で宿泊を要したときはこの限りではない。

(長期研修等の旅費)

第 7 条 長期間の研修、講習、訓練等旅行の性質又は特別の事由により必要と認められたときは、会長は旅費の定額を減じ又は旅費の一部を支給しないことができる。

2 前項の規定のほか、打切り旅費を支給することができる。

(旅費の請求)

第 8 条 旅費は、旅費請求書（様式第 2 号）により概算額を支給することができる。この場合は、帰任後 7 日以内に精算しなければならない。

(旅行命令の変更)

第 9 条 旅行中やむを得ない事由により予定日数を超えるときは、その事由を具し、あらかじめ会長の許可を得なければならない。

(旅行の復命)

第 10 条 旅行を完了したときは、上司に随行した場合を除くほか、7 日以内に復命書（様式第 3 号）を作成し、会長に提出しなければならない。ただし、軽易な事項については口頭で復命することができる。

(雑則)

第 11 条 旅行が両会計年度にまたがるときは、年度ごとに区分して支給する。

(規程の改廃)

第 12 条 この規程の改廃については、理事会の議決を得なければならない。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 19 年 11 月 14 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 1 合併前の具志川市社会福祉協議会旅費規程、石川市社会福祉協議会旅費規程、勝連町社会福祉協議会旅費規程及び与那城町社会福祉協議会旅費規程によりなされた手続、措置その他の行為は、うるま市社会福祉協議会が引き継ぐものとする。
- 2 平成 17 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までに係る旅費については、この規程の相当規定に基づいて支給されたものとする。